

総務委員会

I. 総務委員会議題（総務委員会議決事項）

○ 議題

1. 通達事項（別紙）

II. 拡大教授会、教授会上程議題の審議

○ 報告事項

1. 総務委員会報告
2. 研究科長・学部長・研究所長合同会議等報告（総A1号）（総A2号）
3. 各委員会報告
4. その他

○ 議題

1. 教員人事（別紙）
2. クロス・アポイントメントの申請について（総A3号）

○ 教員人事の内容

退職転出等			1件
講師	提案		1件
准教授	提案		2件
	報告		1件
教授	報告		1件

計6件

委員会関係

【総務委員会報告】

【教授会報告】

教 務 委 員 会

財 務 委 員 会

教 育 研 究 経 費 委 員 会

情 報 基 盤 委 員 会

入 試 委 員 会

教 養 教 育 評 価 委 員 会

学 生 委 員 会

三 鷹 国 際 学 生 宿 舎
運 営 委 員 会

図 書 委 員 会

前 期 運 営 委 員 会

後 期 運 営 委 員 会

建 設 委 員 会

環 境 委 員 会

防 災 委 員 会

そ の 他

総務委員会議事要旨(案)

日 時：2025年5月15日(木) 13:16～14:12

場 所：Zoom会議

出席者：52名

I. 総務委員会議題(総務委員会議決事項)

○ 議題

1. 通達事項

研究科長から、通達事項について説明があり、了承された。

2. 学内委員会委員等の委嘱について

研究科長から、資料(総B1号)に基づき説明があり、審議の結果、了承された。

3. 受託研究、共同研究等の受入について

研究科長から、資料(研B1号)に基づき説明があり、審議の結果、了承された。

○ 報告事項

1. 寄附金・学術指導の受入について

研究科長から、資料(研B2号)に基づき報告があった。

II. 拡大教授会、教授会上程議題の審議

下記の報告事項・議題について拡大教授会に上程することとした。

○ 報告事項

1. 総務委員会報告

2. 研究科長・学部長・研究所長合同会議等報告

3. 各委員会報告

4. 研究インテグリティの取り扱いについて

5. 2024年度UTokyo Compass 推進会議教育改革分科会全学教育制度改革タスクフォース活動報告

6. 「PEAKの学生募集停止に関する教養学部からのお知らせ」について

○ 議題

1. 教員人事

2. PEAK学生募集停止に伴う4月入学生の取り扱いについて

○ 教員人事の内容

退職転出等	提 案	1 件	
講 師	提 案	2 件	
准 教 授	提 案	3 件	
教 授	提 案	3 件	計 9 件

内山融教授より、総務委員会及び拡大教授会等の運営形態について発言があった。

以上

議題及び資料

01	学内外情勢 (資料1) 学内外情勢	総長
02	海外の大学・研究機関等との特別なパートナーシップの再構築 * 報告 (資料2) 海外の大学・研究機関等との特別なパートナーシップの再構築(案)	林理事
03	UTokyo Global Navigation Board (GNB) 開催報告(詳細版) * 報告 (資料3) 3-1:グローバル・ナビゲーション・ボード(GNB)2024年度年次会合(報告書概要)、 3-2:UTokyo Global Navigation Board Meeting-AY2024	総長
04	東京大学事業化推進助成制度(東京大学GAPファンドプログラム)第17期公募 * 報告 (資料4) 東京大学GAPファンドプログラム公募要領	染谷執行役
05	東京フォーラム2025の開催とセッション企画案の公募 * 報告 (資料5) 東京フォーラム2025の開催について	林理事
06	2025年度障害のある新入生の動向 * 報告 (資料6) 2025年度障害のある新入生の動向(学内教職員限り)	林理事
07	学内トイレにおける生理用品設置状況 * 報告 (資料7) 学内トイレにおける生理用品設置状況(2025年4月時点)(学内限り)	林理事
08	会議コスト可視化状況の報告(4月分) * 報告 (資料8) 会議コスト・実績登録フォーム月別集計データ	角田理事
09	安全保障輸出管理に関する徹底等 * 報告 (資料9) 9-1:安全保障輸出管理に関する徹底等について(依頼)(教職員限り)、 9-2:(参考資料1)ヒヤリハット事例とは？、 9-3:(参考資料2)技術の提供・貨物の輸出等に係る該非判定の徹底	岡部副学長

議題及び資料

-
- | | | |
|----|-------|----|
| 01 | 学内外情勢 | 総長 |
|----|-------|----|
- (資料1) 学内外情勢
-
- | | | |
|----|--------------|----|
| 02 | 運営方針委員候補者の選出 | 総長 |
|----|--------------|----|
- * 審議**
(資料2) 東京大学運営方針委員候補者(案)(科所長会議構成員限り)
-
- | | | |
|----|--------------------|------|
| 03 | 東京大学入試監理委員会規則の一部改正 | 藤垣理事 |
|----|--------------------|------|
- * 審議**
(資料3) 東京大学入試監理委員会規則の一部を改正する規則(案)
-
- | | | |
|----|--------------------------|----|
| 04 | 東京大学における教員の任期に関する規則の一部改正 | 総長 |
|----|--------------------------|----|
- * 審議**
(資料4) 東京大学における教員の任期に関する規則の一部を改正する規則(案)
-
- | | | |
|----|---------------|------|
| 05 | PEAK学生募集停止の周知 | 森山理事 |
|----|---------------|------|
- * 報告**
(資料5) PEAK学生募集停止についてのお知らせ
-
- | | | |
|----|---|------|
| 06 | 2027年3月31日で設置期間満了を迎える総長室総括委員会下の機構の移行手続き | 齊藤理事 |
|----|---|------|
- * 報告**
(資料6) 2027年3月31日で設置期間満了を迎える総長室総括委員会下の機構の移行手続き
-
- | | | |
|----|---------------|-------|
| 07 | 2024年度教職員寄付実績 | 三島執行役 |
|----|---------------|-------|
- * 報告**
(資料7) 2024年度教職員寄付実績報告
-
- | | | |
|----|-----------------------------|-----|
| 08 | D&Iに関する部局別教職員向け(FD・SD)研修の実施 | 林理事 |
|----|-----------------------------|-----|
- * 報告**
(資料8) 8-1:D&Iに関する部局別教職員向け(FD・SD)研修の実施について(依頼)、
8-2:2025年度多様性包摂共創センター部局別教職員向け(FD・SD)研修テーマ一覧
-
- | | | |
|----|--------------------|------|
| 09 | 東京大学の防災対策マニュアル2025 | 岸執行役 |
|----|--------------------|------|
- * 報告**
(資料9) 9-1:「東京大学の防災対策マニュアル2025」について(通知)(案)、9-2:東京大学の防災対策マニュアル2025(学内限り)、9-3:The University of Tokyo Disaster Prevention Manual 2025 (Internal use only)
-
- | | | |
|----|------------------|------|
| 10 | 令和7年度夏季の休業状態実施方針 | 角田理事 |
|----|------------------|------|
- * 報告**
(資料10) 令和7年度夏季の休業状態実施方針
-
- | | | |
|----|----------------------|----|
| 11 | 海外からの学生・研究者の受け入れについて | 総長 |
|----|----------------------|----|
- * 報告**
(資料なし)
-

令和 年 月 日

クロス・アポイントメント申請書

部 局 長 名 : 大学院総合文化研究科長 寺田 寅彦

フリガナ	イマイズミ マサアキ			
氏 名	今泉 允聡			
生年月日 (年齢)	昭和 63 (1988) 年 11 月 4 日 (37 歳)			
現所属機関名・職名	東京大学大学院総合文化研究科・准教授			
クロス・アポイントメント機関名・職名	京都大学大学院理学研究科・特定准教授			
期 間	令和 7 (2025) 年 9 月 1 日～令和 10 (2028) 年 8 月 31 日			
勤 務 割 合	本 学	80%	相手先	20%
適用給与と支給方法	教 (一)	・ 年俸制	支給方法	個別 ・ 一括 (東大)
研究成果の取り扱い	申請者がいずれか一方の機関における業務の過程又は結果として生じた発明や研究成果等は、原則として、当該一方の機関の規則に従って取り扱う。ただし、当該研究成果の創出過程において、他の貢献が認められる場合には、別途、双方で協議した上で、当該成果による知的所有権の帰属を決定する。			
① 目的に合致することへの具体的説明 (本学の研究力強化、他大学等との連携・協力による本学の研究基盤の強化、本学教員の研究の一層の発展並びに東京大学としての社会的貢献)	① クロス・アポイントメントの内容 2025 年 6 月 1 日より 2030 年 3 月 31 日にかけて、京都大学大学院理学研究科の特定准教授としてのクロス・アポイントを行う。これは、当該教員が国立研究開発法人・科学技術振興機構 (JST) による国家戦略分野の若手研究者及び博士後期課程学生の育成事業 (BOOST) 次世代 AI 人材育成プログラム (若手研究者支援) (以下「AI 人材育成プログラム」という。) に「深層学習の動力学理論構築によるニューラルネット訓練技術の高速化」という研究課題で採択されたことに伴い、JST からの支援を受けながら当該研究課題のための研究プロジェクトを遂行することを目的とする。具体的には、当該教員は京都大学理学研究科物理学・宇宙物理学専攻の橋本研究室およびそこを中心とした科研費学術変革「学習物理学」の物理学を用いた機械学習コミュニティと連携し、物理学を用いた人工知能・機械学習研究を推進する。 なお、クロス・アポイントメント機関である京都大学では 1 回のクロス・アポイントメント申請期間の上限が 3 年であるため、上記のとおり期間を 3 年間として申請する。			
	② クロス・アポイントメントによる効果、必要性 当該教員は本学における人工知能・機械学習の理論研究の一端を担っている。人工知能研究には従来の数学的アプローチに加えて物理学的な研究が有効であることが明らかになっている。このクロス・アポイントにより、京都大学で得られる理論物理の知見を、本学で行う人工知能・機械学習の理論研究に取り入れることが可能となり、当該教員の研究が一層発			

	<p>展するとともに、当該教員を中心とした研究コミュニティの関西圏への拡張といった本学研究力の強化が期待できる。加えて、人工知能研究は急速な発展に伴って、社会全体で人工知能を理解・制御するための研究が強く必要とされている分野であり、社会と融和する人工知能を実現するといった社会貢献やその研究のイニシアティブを本学取るといった利点が期待できる。</p>
<p>②部局が責任をもって支援し、当該教員の教育研究活動及び部局の研究教育と運営が支障なく遂行できるものであることへの具体的説明 (本学教員の勤務割合が50%未満の場合は、別紙に記載)</p>	<p>① <u>部局における当該教員の役割、関与の程度</u> 教育研究活動：京都大学での業務の時期をずらすことで本学における教育研究活動を支障なく遂行できる体制を作る。具体的には、京都大学での業務は本学の学期外に行われる共同研究や研究セミナーへの参加などとする。なお、京都大学の役職は特定准教授であるため、通常の授業は担当せず、直接の指導学生は持たない。 部局運営：本学における部局の管理運営に関する業務は、京都大学での業務と時期をずらせるように所属専攻の他の教員がサポートを行うなど、部局として責任をもって支援を行う。なお、京都大学での役職は特定准教授であるため、京都大学の部局で行われる会議には参加せず、また委員などの役割も引き受けない。</p> <p>② 「<u>研究活動</u>」、「<u>教育活動</u>」、「<u>部局運営</u>」への影響や支援体制等 大学院総合文化研究科等の事務を行うための事務組織として教養学部等事務部が置かれており、総務課及び経理課の関係チームが連携してクロス・アポイントメント先機関との交渉・調整等又は本部関係課との調整等の必要な事務手続きを行うなど、クロス・アポイントメント制度の運用体制は整えている。なお、今後も部局として責任をもって支援ができるよう必要に応じて運用体制の見直しを行う。</p> <p>③ <u>管理職手当及び役職手当の支給を受ける教員について、当該職の権限の一部を制限又は業務の一部を軽減する場合は、その旨詳細に記載</u> 当該教員は本学において管理職手当・役職手当を受けていない。</p> <p>④ <u>本クロス・アポイントメントが、部局として責任を持って支援するものであり、申請者の教育研究活動及び本研究科の運営に支障なく遂行することが可能であることを記載</u> 上記の研究活動、教育活動、部局運営の内容を鑑みると、当該教員の東京大学における業務に大きな影響を与えるものではないため、遂行可能である。</p>
<p>③部局において利益相反に関する管理が適切に行われることへの具体的説明</p>	<p>東京大学利益相反ポリシー及び東京大学利益相反マネジメント委員会規則に基づき設置した総合文化研究科利益相反アドバイザー機関において当該教員からの利益相反に関する質問及び相談に応じるとともに必要な助言又は指導を行うことにより適切な利益相反マネジメントを行う。</p>
<p>④本学教員としての倫理が保持されるものであることへの具体的説明</p>	<p>相手先機関との間で締結する協定書において、それぞれの機関における労働条件については協定書で別に定めるもののほかは、それぞれの就業規則等の適用を受けることを定める。これにより、本学勤務中は東京大学教職員倫理規程、東京大学情報倫理規程及び研究倫理に関する諸規則の適用を受けるため、本学教員としての倫理保持について本クロス・アポイントメントによる影響は受けない。</p>
<p>⑤その他職務の公正性及び信頼性が確保されるものであることへの具体的説明</p>	<p>本学での業務と相手先機関での業務は明確に分かれている。また、相手先機関との間で締結する協定書において、それぞれの機関における服務については、協定書で別に定めるもののほかは、それぞれの就業規則等の適用を受けることを定める。これにより、本学勤務中は東京大学教職員就業規則に規定する職務専念義務及び忠実義務並びに守秘義務といった服務</p>

	に関する規定の適用を受けるため、本学教員としての職務の公正性及び信頼性の確保について本クロス・アポイントメントによる影響は受けない。
特記事項	AI 人材育成プログラムに基づくクロス・アポイントメント制度の適用を希望する。 教授会承認日：令和 年 月 日

※ 年齢は、クロス・アポイントメント開始年度における年度末年齢

本件担当：本部人事企画課人事制度チーム